

# 長野県知事の意見

(F S P S 佐久市八風太陽光発電所事業に係る環境影響評価方法書)

## [全般]

- 1 対象事業実施区域は、近隣に国定公園が存在するなど自然が豊かで清浄な環境の保たれた地域であることに加え、土砂災害の発生が懸念される場所であること及び高速道路における長野県の玄関口に当たる場所であることを十分に認識し、現況を的確に把握した上で、その状況をできる限り悪化させないという観点から評価を行い、必要な環境保全措置を講じること。また、環境保全措置の選定に当たっては、事業計画の見直しを含めた複数の環境保全措置の比較検討を行うこと。
- 2 対象事業実施区域周辺には、既設の太陽光発電所が複数存在しており、本事業との複合的な環境影響が想定されるため、既設発電所や他事業者による今後の設置計画の有無等について、引き続き情報収集に努めること。また、それらの影響も含めた複合的・累積的な環境影響に留意して、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- 3 計画段階環境配慮書、平成 29 年 11 月に公告した環境影響評価方法書及び事業内容修正後の環境影響評価方法書において収集及び整理した情報や各段階における検討の結果を、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）において記載すること。
- 4 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法については、今後の現地調査の結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、より適切な項目及び手法の選定に努めること。
- 5 環境影響評価の実施に当たっては、住民及び佐久市から寄せられた意見等に十分配慮するとともに、条例で定める手続以外にも説明会を開催するなど積極的な情報公開に努め、住民への説明を引き続き十分に行うこと。

## [事業計画]

- 6 対象事業実施区域及びその周辺には、土石流危険渓流、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在し、その南側には上信越自動車道が位置することを踏まえ、土地利用計画を十分に検討し、事業実施に伴う切土・盛土量をできる限り減らすとともに、準備書において、土地改変の状況、土砂流出防止対策や斜面等の安定性の検討結果を分かりやすく記載すること。
- 7 森林の伐採等により、降雨時の流出水量の増加が懸念されることから、地下水涵養のために、調整池において雨水等をできる限り浸透させる方法を採用するよう検討し、その結果を準備書において示すこと。

- 8 伐根を伴う地均しに当たっては、できる限り地表面のかく乱を抑制し、表土の保全を図ること。また、緑化に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺に生育する在来種の地域個体を用いるよう努めること。
- 9 調整池及び仮設沈砂池については、近年の気象状況や下流域への影響を踏まえ、適切な設計及び維持管理計画を検討し、その結果を準備書に記載すること。また、準備書において、調整池からの具体的な放流位置や放流量など、詳細な雨水排水計画を示すこと。
- 10 木くずチップの敷き均しについては、その有無により生じる影響を比較し、実施するかどうか検討した結果を準備書において示すこと。また、木くずチップを敷き均す場合には、関連する予測評価項目においてその影響を予測評価結果に反映すること。

#### [騒音、振動、低周波音]

- 11 騒音、振動、低周波音の予測結果について、対象事業実施区域周辺の住宅や公共施設を明示した図面を使用し、コンターを活用して分かりやすく示すことにより、地域住民の安心の確保に努めること。

#### [水質、水象]

- 12 河川流量の調査に当たっては、適切な複数の地点において、年間を通じて連続測定を実施し、その結果や土地造成による流域界の変化等を踏まえ、事業実施に伴う影響を的確に予測評価すること。
- 13 水象の調査、予測及び評価に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺が地下水資源の涵養域になっていることを十分に考慮し、地下水の涵養源や湧水の湧出機構の解明に努めること。
- 14 地下水の影響範囲については、地形的な集水域と地質的な集水界が異なることに留意し、文献や地質調査等の結果に基づき検討すること。

#### [土壌汚染]

- 15 準備書において、太陽光パネルに含有される有害物質に関する情報を明らかにした上で、太陽光パネルの破損又は廃棄に伴い有害物質が土壌等へ及ぼす影響を適切に予測評価すること。

#### [植物、動物、生態系]

- 16 本事業において、森林の半分以上が草地に変わることを前提に、土地利用計画図を現存植生図や生態系の環境類型図と重ね合わせ、現況と事業実施後の植生等の比率を比較し、影響の有無を検討するなど定量的に予測評価を行うこと。

- 17 植生調査の結果は、植物、動物、生態系等の基礎情報になることから、土地利用の変化、林床の違い、動物の調査地点等も踏まえ、できる限り多くの調査地点を設定すること。
- 18 事業実施により発生する草地が採食地としてシカを誘引し、希少植物や周辺の農作物等への食害を引き起こすことなどが懸念されるため、哺乳類の移動経路を的確に把握した上で、太陽光パネル等の施設を囲うフェンスの設置計画を策定するとともに、フェンスの設置に係る対象事業実施区域及びその周辺における動物及び生態系への影響を適切に予測評価し、その結果を踏まえ、環境保全措置を検討すること。
- 19 チョウ類の調査に当たっては、アカセセリの調査地点に食草のヒカゲスゲが確認された地点を加えるなど、食草と紐づけて調査地点を設定すること。また、対象事業実施区域及びその周辺において個体群が維持されているか把握するという観点から調査を行い、その結果を踏まえて、適切に予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。
- 20 対象事業実施区域周辺では、フクロウ、ヨタカ、20kHz 帯のコウモリ類等の生息情報があるため、これらの種に留意するとともに、その特性に応じた調査を行うこと。
- 21 森林の伐採、太陽光パネルの設置等による鳥類への影響を適切に把握するため、土地利用の変化を踏まえて調査地点を設定し、工事着手前から太陽光発電所供用後まで継続して調査を行うこと。

#### [景観、光害]

- 22 対象事業実施区域が隣接する上信越自動車道の利用者、地域住民や展望地など主要な眺望点の利用者に対し、景観及び光害の観点から影響を与えることが想定されるため、立木の枯損、落葉等も踏まえて調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討すること。
- 23 上信越自動車道からの景観に係る影響について、太陽光パネル、調整池等の工作物や残置森林の配置等を踏まえて影響が想定される地点を選定するとともに、走行する車からの視野を考慮して複数のフォトモンタージュを作成するなど、丁寧に調査、予測及び評価を行うこと。

#### [廃棄物等]

- 24 調整池から発生する浚渫土について、準備書においてその具体的な処理方法を記載するとともに、対象事業実施区域外へ搬出する場合は、その発生量等を予測及び評価の対象とすること。

**[その他]**

- 25 森林を伐採して太陽光パネルを設置することにより、対象事業実施区域及びその周辺における気温の変化が懸念されるため、気温変化を的確に把握できる地点において、工事着手前から太陽光発電所供用後まで継続して気温を測定すること。